平成２３年（フ）第２４３９号
神奈川県藤沢市長後452番地の６
債務者　田口恵美子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４９号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ２号棟606号
債務者　鈴木　勝美
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７１号
静岡県浜松市北区三方原町2014番地の23　りばていハウス201
債務者　鈴木　　武
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
釧路市鳥取北５丁目６番19号　昭和橋マンションＢ205
債務者　高橋　　幸
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅池の前団地53―61
債務者　中川　芳男
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３３６号
岡山市北区建部町三明寺365番地
債務者　鈴木　正則
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７号
大分県中津市515番地１　シュロスコートＡ101号室
債務者　室谷　莉沙（旧姓白石）
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月28日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４１４号
神奈川県川崎市中原区宮内１丁目14―６　サニーレヂデンスＢ―103
債務者　橋本　深雪（旧姓瓜本）
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１５号
東京都板橋区東新町１丁目13―６　明鈴荘
債務者　山下　健太
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４３７号
東京都大田区東嶺町36―14
債務者　松崎　雄一
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４５３号
千葉県柏市東柏１丁目１―21―103
債務者　太田　法子
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５２６号
東京都文京区小石川２丁目９―12―103
債務者　横山文子・呉建文こと　**吳**　　建文
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１８号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目２番31―202号
債務者　山下　　薫
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０８号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡４丁目８番９号上田ハイツ101
債務者　工藤紗佑里
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１６号
東京都東村山市萩山町１丁目34番地４
債務者　酒井　秋子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部